

# 訪問販売や電話勧誘販売などによる契約の解除には クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、無条件で契約解除できる制度です。契約解除ができることを示す書面を受け取った日から8日間(いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間)以内なら解除ができます。

## クーリング・オフの効果

- 支払った金額は全額返金されます。
- 商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。
- すでに工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

## クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約を解除したい旨を書いて業者に通知します。
- 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。
- 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領書と一緒に大切に保管しましょう。
- クレジット契約している場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。

※内容証明郵便で出す方法もあります。

## クーリング・オフができない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合など不意打ち性のない取引、3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分、自動車・自動車リース、葬儀サービスなどはクーリング・オフ制度が適用されません。

郵便はがき

〒0000000

代表者様

株式会社

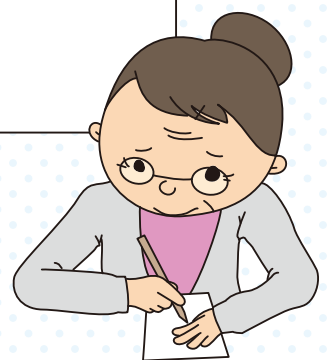
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

契約解除通知書

契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
書面受領日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社名	〇〇〇〇株式会社
担当者	〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。  
なお、速やかに支払い済みの〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇〇日



### あきらめないで!

事業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。あきらめないで相談してください。

### 過量販売(訪問販売に限る)

平成21年12月1日以降、訪問販売で、通常では到底必要とは考えられない過剰な量の商品の購入等をさせられた場合、契約後1年間は契約の解除ができる制度ができました。困ったときはご相談ください。